

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年5月16日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第43号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(大和市表彰条例施行規則の一部改正)

第1条 大和市表彰条例施行規則(昭和42年大和市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第27条」を「第27条第1項」に改める。

(大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年大和市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(大和市生活困窮者自立支援法施行細則の一部改正)

第3条 大和市生活困窮者自立支援法施行細則(平成27年大和市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第7号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びに刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(令和7年大和市条例第2号)の施行前に犯した罪につき懲役又は禁錮の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。)に拘置されている者は、第2条の規定による改正後の大和市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第7条の2(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑の執行のため刑事施設に拘置されている者とみなす。